

## 新型コロナウイルス対策 2021年4月以降対応分

# 感染拡大防止等の追加補助金

(感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金)

申請  
開始

協会税経部でも相談に応じています ☎052-832-1345まで

厚労省は4月9日、2021年4月以降を補助対象とする感染拡大防止等の追加補助金の申請方法を示しました。

2020年12月15日～2021年3月31日を対象期間とする補助金を2月28日までに申請した医療機関は申請対象外です。ただし、その申請日以後に新たに「診療・検査医療機関」の指定を受けた医療機関(医科)については、既に申請した補助額と100万円との差額分を申請することができます。

| 対象医療機関   | 無床診療所<br>(医科・歯科)   | 診療・検査医療機関<br>(医科) ※裏面参照 | 病院・有床診療所<br>(医科・歯科)   |
|--|--|-------------------------|---|
| 補助額<br>(上限額)   | 25万円   | 100万円                   | 25万円 + 5万円 × 許可病床数  |
| 補助対象<br>経費   | 2021年4月1日～9月30日までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費(裏面参照)   |                         |   |
| 申請期限<br>提出方法<br>等                                    | <p><b>9月30日(木)</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">当日消<br/>印有効</span> ※手書き又は Excel データで作成した申請書類をプリントアウトして、下記の住所宛てに郵送で提出します。<br/>※申請後「交付決定通知書」が送付されます。申請から入金までの目途は示されていません。</p> <p>〒119-0397 銀座郵便局留「厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当」宛</p> |                         |   |
| 提出書類   | <p><b>精算交付申請(経費の支出が完了している場合)</b></p> <p>①交付申請書<br/>②交付申請書(別紙)<br/>③請求書<br/>④「診療・検査医療機関」の愛知県の指定通知書(「診療・検査医療機関」に該当する医科の医療機関のみ)<br/>⑤領収書等貼付用紙(領収書等の支出額が分かるものの写しを貼付)</p>   |                         | <p><b>概算交付申請(経費の支出が完了していない場合)</b></p> <p>①交付申請書<br/>②交付申請書(別紙)<br/>③請求書<br/>④「診療・検査医療機関」の愛知県の指定通知書(「診療・検査医療機関」に該当する医科の医療機関のみ)<br/>※後日、支払いが完了してから1か月以内又は2022年4月10日のいずれか早い日までに「事業実績報告書」を、領収書等の証拠書類を添付して提出します。</p> |
|  | <p>④「診療・検査医療機関」の指定通知書について 申請日時時点で有効な指定通知書を添付してください。なお、「診療・検査医療機関」として補助基準上限額100万円の申請を行うには、少なくとも9月30日まで指定継続していることが必要です。</p>  |                         |   |
| 書類<br>入手先  | <p>厚労省ホームページからダウンロードしてください<br/> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html</a></p> <p>令和3年度 感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金</p>  |                         |   |
| <p>ダウンロードできない場合、「手書き申請書類」を協会から送付します。記載例も作成しています。</p> |  |                         |   |

※診療・検査医療機関について・・・症状では鑑別し難い、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の両方の診療又は検査が適切に行えるよう専用の診察室等を設けるなどして受入体制を整備して、愛知県から指定を受けた医療機関。愛知県から指定通知書が届いています。

### 補助対象となりうる経費の例

～日常診療業務にかかる費用も幅広く対象～

※ 他の補助金で申請しているものと同じ経費を申請対象とすることはできません

| 科目       | 対象経費(例)   |
|----------|---|
| 賃金・報酬    | 感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金 等  |
| 謝金       | 感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金 等  |
| 会議費      | 感染拡大防止の勉強会のための会場費 等   |
| 旅費       | 感染拡大防止研修のための医師派遣にかかる旅費 等  |
| 需用費      | 日常業務に要する消耗品費(固定資産に計上しないもの)<br>日常診療に要する材料費(衛生材料、消毒薬など)<br><u>(※直接診療報酬等を請求できるものは対象となりません)</u><br>換気のための軽微な改修(修繕費)<br>水道光熱費、燃料費 等        |
| 役務費      | 電話料、インターネット接続等の通信費<br>医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料<br>休業補償保険の保険料 <u>(※保険医協会の休業保障は対象となりません)</u><br>受付事務や清掃の人材派遣料(従前からの契約に係るものも可) 等     |
| 委託料      | 受付事務や清掃の外部委託費(従前からの契約に係るものも可)<br>日常診療に要する検査外注費<br><u>(※直接診療報酬等を請求できるものは対象となりません)</u><br>既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料<br>既存の顧問弁護士、顧問税理士等の報酬 等 |
| 使用料及び賃借料 | 既存の診療スペースに係る家賃<br>日常診療・日常業務に使う既存の医療機器・事務機器のリース料 等   |
| 備品購入費    | 空気清浄機の購入費等、固定資産に計上する備品 等  |

### 補助対象とならない経費の例

従前から勤務している者の人件費／通常の医療の提供を行う者の人件費／開業医等の所得補償保険の保険料／工事費(修繕費とならないもの)／支払利息／減価償却費

## 2月28日までに補助金を「概算交付申請」した先生方へのお知らせ 実績報告書の提出期限

国の交付決定事務の遅れから、大多数の医療機関で「交付決定通知書」が届いていません(3月末の交付決定は申請の1割程度です)。協会・保団連が期限の延長要望を行ったところ、4月10日の提出期限は延長されました。交付決定は順次行われますが、6月頃までかかる見込みです。提出期限は「交付決定通知書」に記載されます(交付決定日から概ね1カ月以内の日)。

なお、「実績報告書」提出の際、封筒の宛名面に「交付決定通知書」に同封されている連絡文書に記載された「通知番号」を記入して郵送するように取扱いが変更されています。ご留意ください。

【問合せ先】 厚生労働省 医療提供体制支援補助金コールセンター  
0120-336-933(平日:9:30~18:00)